

荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム（令和7年度）

1 目的

令和7年度までに、地震により想定される被害のさらなる低減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進し、都市の防災性を向上させることにより、震災からの区民の生命および財産を守ることを目的とする。

2 位置付け

荒川区耐震化緊急促進アクションプログラムを実行するための令和7年度の実施内容を定める。

3 対象区域及び対象建築物

【対象区域】 区内全域

【対象建築物】対象建築物は原則、建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された、住宅等(一戸建て、長屋、共同住宅(マンション等も含む))とする。

令和6年度から、木造の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事については、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日までに建築された平屋建て又は2階建てで、在来軸組工法で建てられた住宅等(一戸建て、長屋、共同住宅)を対象を広げ、実施する。

4 特に耐震化を促進させる地域

東京都が策定する「防災都市づくり推進計画」において、地域危険度が高くかつ老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域として指定する「整備地域(別図)」を基本とする。

5 令和7年度の実施内容・目標

令和7年度は【耐震化推進事業】と【普及啓発活動】を実施する。

各事業の目標値は、昨年度の実績を踏まえ次のとおりとする。

【木造建物耐震化推進事業】

	内 容	目標戸数
1	【耐震診断】区の耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の全部又は一部を助成。	34戸
2	【補強設計】区の耐震診断士が行う耐震補強設計に要した費用の一部を助成。	3戸
3	【耐震改修等】耐震性を確保する改修、補強工事、建替え、除却に係る費用の一部を助成。	32戸

【非木造建物耐震化推進事業】

	内 容	目標戸数
1	【耐震診断】耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の全部又は一部を助成。	5戸
2	【補強設計】耐震診断士が行う耐震補強設計に要した費用の一部を助成。	2戸
3	【耐震改修等】耐震性を確保する改修、補強工事、建替えに係る費用の一部を助成。	3戸

【普及啓発等事業】

- ① 未耐震の分譲マンション79棟及び戸建住宅の所有者等に対して、戸別訪問等を行う。
- ② 診断を実施した所有者等に対する耐震化への助言・指導を行う。
- ③ 区で登録している耐震診断士への研修開催及び事業協力の徹底。
- ④ 防災イベント、区報、HP、荒川CATV等を通じた事業の周知を行う。
- ⑤ 建物所有者等を対象に、建築士が相談員となる耐震相談会を実施する。

6 実績の公表

令和8年度に、令和7年度 of 取組実績を公表します。

別図 整備地域図

